



令和4年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社 北弘電社
代表者名 代表取締役社長 高橋 龍夫
(コード：1734、札証)
問合せ先 管理統括室 経理業務部長 関谷 繁淑
(TEL 011-640-2231)

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出および特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、令和4年6月21日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」の開示を行いました。その後金融庁から正式な通知を受領し、本日開催の取締役会において、課徴金に係る事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出する事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書を受領次第、課徴金を国庫に納付いたします。

また本件に伴い、当該課徴金6百万円を令和5年3月期第1四半期（自令和4年4月1日至令和4年6月30日）の財務諸表において、特別損失に計上する見込みであります。

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、今後の再発防止および信頼回復に努めてまいります。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他関係各方面の皆様にご迷惑おかけしておりますことをあらためて深くお詫び申し上げます。

以上